

別紙

諮問第629号

答 申

1 審査会の結論

「○教人職第○号 指導力不足等教員の申請について（新規）」ほか15件の一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

「東京都立○○高等学校○○の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書」ほか1件を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「平成○年度、請求者に係る指導力不足等教員の申請から認定に至るまでの一連の手続きにおいて、校長、教育委員会、審査委員会等により作成され調書等の関係文書全て開示請求したい。同研修にH○年度、申請された関係文書を、H○年度同様開示を請求したい。」の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）に対し、東京都教育委員会が平成27年4月17日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定1」という。）並びに「H○年○月○日付けで請求者に対して行われた訓告に係る手続きにおいて作成された関係文書全て」の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）に対し、東京都教育委員会が平成27年4月21日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定2」という。）及び非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

## ア 異議申立書

### (ア) 本件一部開示決定1について

- a 指導力不足等教員の認定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）49条の不利益処分に該当するものであるから、本来、処分理由について、いかなる事実関係につき、いかなる基準を適用したのかを具体的に明らかにされるべきものである。

ところが、東京都教育委員会は、現在に至るまで、異議申立人を指導力不足教員と認定した理由を全く明らかとしていないのであり、そもそも東京都教育委員会は、地方公務員法に反しているというべきである。

さらに言えば、いかなる理由で指導力不足等教員と認定されたのか明らかとならなければ、これを改善することも困難である。認定の理由を開示しないのは、東京都教育委員会が異議申立人の指導力の改善を望んでいないとしか思えない。

- b 異議申立人のような一般教員にとっては、学校経営支援センター所長、観察者である東京都教育委員会の管理主事、校長・副校長は、職位上の上司に当たり、同所長や管理主事とは全く面識がないため、いかなる意見や評価をしていたとしても、一般教員との関係に影響があるとは全く考えられない。自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれは全くない。それにもかかわらず、開示できないというのであれば、異議申立人としては、非開示部分には事実に基づかない虚偽の記載がなされているのではないかと疑念さえ抱かざるを得ない。

- c 判定会に諮問した措置案及び同判定会での審議結果が開示されて、指導力不足等教員の決定過程が明らかになったとしても、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれは全くない。むしろ、どのような事実に基づいての判断なのか、その手続及び判断過程は、公正及び適正手続という観点からは、可能な限り異議申立人に開示されるべきである。

### (イ) 本件一部開示決定2及び本件非開示決定について

- a 条例16条2号に基づく非開示がされているのであれば、開示請求者以外の権利利益を害するおそれはないはずであるから、開示されたとしても、関係者が報告・発言を躊躇する理由はないはずであり、関係者からの適切な報告がなされなくなるおそれはないし、適切な情報収集が困難となることもないというべきである。
- b 教職員懲戒分限審査委員会への諮問又は答申段階での処分案が開示されて、処分原案の作成過程が明らかになったとしても、東京都教育委員会が行う人事管理の事務に関し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれはない。

(ウ) 開示を求めない情報について

〇〇氏（意見聴取対象である専門的知識を有する者）の連絡先、保護者の氏名及び連絡先（保護者の職・立場は除く。）並びに「意見書」における印影及び保護者が記載した氏名については、開示は求めない。

イ 意見書

(ア) 別件訴訟における書証の提出について

異議申立人が東京都を被告として平成〇年〇月〇日に提起した訴訟（以下「別件訴訟」という。）において、東京都は立証を趣旨として、複数の書証を公開の法廷へ提出している。

公開の法廷へ東京都自らが提出しているのであるから、これらの書証及び同旨の内容を含む文書は、そもそも条例16条6号の非開示情報には該当していなかったというほかないし、東京都教育委員会が縷々主張するような「おそれ」は既に存在していないというほかない。

ある文書につき、個人が自身の個人情報の開示請求をした場合には開示しないとする一方で、東京都が自身の行った処分の正当性を立証する場合にはいつでも公開の法廷へ提出できるなどという不合理な取扱いが許されていいはずもない。

(イ) 「指導の経過及び結果」（具体的な事実行為）の非開示部分について

当該非開示部分には、その標目のとおり、異議申立人に係る客観的な事実行為が記載されているはずであり、ここに校長等の所見が記載されていること自体がおかしいのであるから、本来記載されるべきでない所見が開示されるにすぎない。

また、仮に非開示となっている確認者が教職員等、条例16条2号ただし書ハに規定する公務員等に該当する者であるのであれば、少なくとも当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示されるべきである。

(ウ) 「事実行為の評価（新規）」の非開示部分について

当該非開示部分には、校長の評価が記載されているとのことであるが、校長の評価については、既に開示されている文書で明らかになっている情報であるから、条例16条6号に規定する非開示情報に該当しない。

(エ) 授業観察の非開示部分について

指導力不足等教員に対する研修の趣旨から、「指導力不足を示す事実」及び「指導力不足の程度など」は、当然に開示されるべき事実であり、条例16条6号に規定する非開示情報に該当しない。

実際に、研修後の協議会において、異議申立人は観察者らから一方的かつ理不尽な評価を多数聞かされている。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 事実経過

実施機関は、平成30年2月9日付けで、本件一部開示決定1及び本件一部開示決定2における非開示情報の一部を追加で開示する決定（以下「追加開示決定」という。）を行い、それぞれ通知した。

本件一部開示決定1及び本件一部開示決定2における対象保有個人情報のうち追加開示決定後もなお一部開示とされている対象保有個人情報に係る一部開示決定並びに本件非開示決定について、平成30年3月5日付けで審査会に諮問した。

(2) 異議申立てに係る対象保有個人情報及び非開示理由

本件開示請求 1 に係る対象保有個人情報として、別表 1 に掲げる本件対象保有個人情報 1 から 12 までを特定し、別表 2 のとおり一部開示決定を行った。

本件開示請求 2 に係る対象保有個人情報として、別表 1 に掲げる本件対象保有個人情報 13 から 18 までを特定し、別表 2 のとおり、本件対象保有個人情報 13 から 16 までについて一部開示決定を、本件対象保有個人情報 17 及び 18 について非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 30 年 3 月 6 日	諮問
平成 30 年 6 月 15 日	実施機関から理由説明書收受
平成 30 年 6 月 21 日	新規概要説明 (第 188 回第一部会)
平成 30 年 7 月 4 日	異議申立人から意見書收受
平成 30 年 7 月 25 日	審議 (第 189 回第一部会)
平成 30 年 9 月 27 日	審議 (第 190 回第一部会)
平成 30 年 10 月 29 日	審議 (第 191 回第一部会)

(2) 審査会の判断

審査会は、本件異議申立てに係る保有個人情報並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## ア 実施機関の事務事業について

### (ア) 指導力不足等教員の認定について

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成14年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）2条2項は、指導力不足等教員について、「指導が不適切である教員」及び「指導に課題がある教員」をいう旨規定しており、同条3項及び4項において、精神疾患その他の疾病以外の理由により、「教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者」「指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者」等に該当し、学校において日常的に児童等への指導等を行わせることに支障がある教員としてそれぞれ認定された者をいうとされている。

東京都教育委員会は、当該認定の手續等に必要な事項として、指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定手續等に関する要綱（平成14年2月21日教育長決定。以下「認定手續等要綱」という。）を定め、これにより運用を行っている。

東京都立学校の教員については、勤務する都立学校の校長が申請を行い、東京都教育委員会は、授業観察や本人からの意見聴取などの所定の手續を行った後、東京都教育庁人事部、指導部、東京都教職員研修センター（以下「研修センター」という。）の関係部課長等で構成する判定会（以下「判定会」という。）の意見を踏まえ、「指導が不適切である教員」又は「指導に課題がある教員」の認定を行っている。

### (イ) 判定会について

判定会は、指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会設置要領（平成14年2月21日13教人職第1298号。以下「判定会設置要領」という。）により設置、運営されている。

判定会設置要領第4は、判定会の開催に当たり、あらかじめ「児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者」及び「東京都の区域内に居住する保護者である者」から指導力不足等教員の認定等に関する意見を聴取することを東

京都教育委員会に義務付けている。

(ウ) 指導改善研修について

指導が不適切であると認定した教員は、指導力不足教員指導改善研修実施要綱（平成12年11月1日教育長決定）に基づき研修センターが実施する、指導改善研修を受講することとされている。研修センターは、指導改善研修の結果について評価を行い、受講者が所属する都立学校の校長及び教育庁人事部長に対して、評価結果を通知することとされている。

(エ) 指導が不適切である教員の認定の解除等について

指導改善研修の期間は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）25条2項により、1年を超えてはならないとされている一方、特に必要があると認めるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲で延長することができる。とされている。

規則7条1項は、指導改善研修の期間を経過してもなお指導が不適切である教員に該当する見込みであると判断された場合の対応として、指導の改善の程度に関する認定を行った上で、指導改善研修の期間延長等を決定する旨規定しており、同条2項は、東京都教育委員会は、当該認定に当たり、あらかじめ指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会（以下「認定解除等審査委員会」という。）の意見を聴かなければならない旨規定している。

(オ) 認定解除等審査委員会について

認定解除等審査委員会は、規則9条により設置され、指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会設置要綱（平成14年2月21日教育長決定）第2により、東京都教育委員会の諮問に基づき、指導改善研修の期間の延長等の事項について審議し、その結果を東京都教育委員会に報告することとされている。

(カ) 教職員の非違行為に対する懲戒処分等について

教職員の非違行為に対する処分等のうち、懲戒処分は、地方公務員法29条の

規定に基づき行われるもので、戒告、減給、停職又は免職の処分がある。

措置は、非違行為の程度が懲戒処分には至らない場合に、将来の行動を戒めるために行われるもので、文書訓告又は口頭注意の措置がある。

非違行為の程度が懲戒処分にも措置にも相当しない軽微なものである場合は、指導の対象とされている。

#### (キ) 教職員の服務事故に係る事務について

都立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した際は、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日教育長決定）に基づき、校長が東京都教育委員会への報告等を行うこととされている。

東京都教育委員会は、事故に係る事実確認のため、事故を起こした教職員、校長や当該事故に関係する教職員等に対して事情聴取を行う。

懲戒処分や措置の決定に当たっては、事故に係る認定事実を基に事故者や監督者等に対する懲戒処分又は措置の量定案を作成し、これについて教職員懲戒分限審査委員会要綱（昭和54年8月1日制定）1条により設置される教職員懲戒分限審査委員会（以下「懲戒分限審査委員会」という。）へ諮問し、同審査委員会からの答申に基づき、決定内容に応じて、東京都教育委員会、教育長又は教育庁人事部長が決定する。

#### イ 本件対象保有個人情報及び審査会の審議事項について

本件諮問に係る対象保有個人情報は、本件開示請求1に係る対象保有個人情報として実施機関が特定した別表1に掲げる本件対象保有個人情報1から12まで及び本件開示請求2に係る対象保有個人情報として実施機関が特定した同表に掲げる本件対象保有個人情報13から18までである。

実施機関は、本件対象保有個人情報1から16までについては一部開示決定を、本件対象保有個人情報17及び18については非開示決定をそれぞれ行ったものであり、これらにおける非開示情報、非開示条項及び非開示理由は、別表2に記載のとおりである。

前記2（2）ア（ウ）に記載のとおり、異議申立人は、異議申立書において異議申立ての対象外とする部分を示していることから、審査会は、別表2に掲げる



非開示部分について、異議申立ての対象外となることが明確である部分を除いた上で、本件非開示情報1から12までに区分し、これらの非開示妥当性について判断する。

#### ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までにに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例17条1項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

条例17条2項は、「開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められると

きは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

エ 本件非開示情報 1 から12までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報 1 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 には、平成〇年度の異議申立人の能力、実績等に対する評価が記載されている。

これらの情報を開示することにより、被評価者からの反応を懸念するあまり、評価者が率直に評価することをためらうようになるなど、適正な評価が行われなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 1 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 には、異議申立人に関する事実行為について、確認者に係る情報と確認内容が記載されている。当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条 2 号本文に該当するものと認められる。

次に同号ただし書該当性について検討する。

異議申立人は、意見書において、仮に当該確認者が教職員等の公務員に該当するのであれば、同号ただし書ハの規定により、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示されるべきである旨主張する。

しかしながら、仮に当該確認者が同号ただし書ハに規定する公務員等であり、本件非開示情報 2 に当該公務員等の職務の遂行に係る情報が含まれているとしても、異議申立人に係る事実行為に関する確認者となることは、当該公務員等の職務分掌として割り当てられた職務遂行に係る情報とは言えないことから、同号ただし書ハに該当せず、その余の情報は、その内容及び性質から同号ただし書ハに該当しない。

また、本件非開示情報 2 の内容及び性質から、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しないと認められる。

以上のとおりであるから、本件非開示情報2は、条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、異議申立人に関する事実行為についての、校長、副校長等の所見や評価が記載されている。

これらの情報を開示することにより、今後、指導力不足等教員の申請事務を行うに当たり、対象者からの反応を懸念するあまり、校長や副校長等の申請に携わる者が、率直な意見や評価を記入することをためらうようになるなど、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報3は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4には、判定会における審議に先立って実施される意見聴取において、聴取対象とされる「専門的知識を有する者」の連絡先並びに「東京都の区域内に居住する保護者」の職氏名及び連絡先が記載されている。

実施機関が説明するとおり、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

一方、異議申立人は、異議申立書において、本件非開示情報4のうち、「専門的知識を有する者」の連絡先並びに「東京都の区域内に居住する保護者」の氏名及び連絡先について、開示を求めない旨述べていることから、審査会は、本件非開示情報4からこれらの情報を除いた「東京都の区域内に居住する保護者」の職に関する情報（以下「本件職に関する情報」という。）について、条例17条2項に基づく一部開示の可否について検討する。

審査会が見分したところ、本件職に関する情報は、「東京都の区域内に居住する保護者」が帰属するカテゴリーに係る大まかな情報が記載されているに過ぎず、その立場から容易に想像できる程度の内容であるとともに、およそ特定

の個人を識別できる情報であるとはいえない。

また、当該情報の内容及び性質から、これを開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる。

よって、本件非開示情報4のうち、本件職に関する情報については、条例17条2項に基づき開示すべきである。

(オ) 本件非開示情報5について

審査会が見分したところ、本件非開示情報5は、異議申立人に係る指導力不足等教員の認定について、判定会に諮問する事務局案としての「認定（案）」及び「研修期間（案）」並びに判定会における審議結果に係る情報が記載されている。

認定手続等要綱によると、指導力不足等教員の認定は、判定会の審議を経て行うこととされている。

本件非開示情報5は、このような手続を経た東京都教育委員会の最終的決定ではなく、判定会への諮問段階及び判定会における審議段階における案である。

これらのような決定過程における情報を開示することにより、指導力不足等教員の認定過程が明らかになり、当該認定に対する疑念や批判を生じさせ、それらが干渉や圧力となり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報5は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報6について

審査会が見分したところ、本件非開示情報6は、異議申立人の指導力不足等教員の認定について教育長が判定会に諮問した措置案及び指導力不足等教員の認定（継続）について教育長が認定解除等審査委員会に諮問した措置案に記載されたものであり、「業績評価」欄中の前年度及び前々年度の業績評価のうち相対評価、指導力等の現状、校長の指導と所見、学校経営支援センターの対応と見解及び事務局案が記載されている。

これらの情報を開示することにより、対象者からの反応を懸念するあまり、評価者が率直に評価することをためらうようになるなど、人事管理に係る事務

の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 6 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報 7 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 7 には、異議申立人を対象とした授業観察の結果として、観察者の所見や評価が記載されている。

実施機関の説明によると、当該授業観察は、異議申立人の指導力不足等教員の認定に係る判定会への諮問及び指導力不足等教員の認定（継続）に係る認定解除等審査委員会への諮問に当たり、東京都教育委員会が行う事実確認として、実施されたものであるとのことである。

これらを開示することにより、観察者が対象者からの反応を懸念するあまり、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなり、その結果、指導力不足等教員の認定に関して正確かつ率直な意見の聴取ができなくなるなど、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 7 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(ク) 本件非開示情報 8 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 8 は、異議申立人の服務事故について、事故の概要、事実の認定、学校の対応等を記載した文書における、関係者の発言や報告内容である。

これらの情報を開示することにより、今後、同種の服務事故が発生した場合に、関係者からの適切な報告が行われなくなり、正確な情報収集が困難になるなど、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 8 は、条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ケ) 本件非開示情報 9 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 9 は、異議申立人が所属する都立

高校の校長が教育長宛てに提出した異議申立人の服務事故に係る報告書に記載された情報であり、異議申立人から不適切な言動を受けた者及び目撃者に係る氏名等の個人に関する情報が記載されている。

これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、その内容及び性質から同条2号ただし書のいずれにも該当しないものであると認められる。

よって、本件非開示情報9は、条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

(コ) 本件非開示情報10について

審査会が見分したところ、本件非開示情報10には、異議申立人に対する懲戒処分等について、懲戒分限審査委員会宛ての諮問案としての「処分・措置案（事務局案）」及び懲戒分限審査委員会の答申案として諮問案に対する検討結果に係る情報がそれぞれ記載されている。

実施機関の説明によると、文書訓告や口頭注意等の教職員に対する措置を決定するに当たっては、懲戒分限審査委員会に諮問し答申を得ることとしており、最終決定は当該答申に基づき行うとのことである。

本件非開示情報10は、このような手続を経て最終的に決定・通知された処分そのものではなく、諮問又は答申の段階における処分案である。

これらの情報を開示することにより、処分案の作成過程が明らかになり、関係者からの干渉を招くなど、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な事務の遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報10は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(サ) 本件非開示情報11について

審査会が見分したところ、本件非開示情報11は、異議申立人の服務事故について、監督責任に関する事情聴取として、監督責任者に対して実施された事情聴取の記録であり、被聴取者の認識や見解等を含む供述内容等が詳細に記載されている。

これらの情報が開示されることにより、今後、同種の服務事故が発生した場合に、事故者からの反応を懸念するあまり、被聴取者が当たり障りのない供述

に終始するようになり事情聴取等による正確な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報11は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(シ) 本件非開示情報12について

審査会が見分したところ、本件非開示情報12は、当該服務事故について関係者に対して実施された事情聴取の記録である。

これらの情報が開示されることにより、今後、同種の服務事故が発生した場合に、事故者からの反応を懸念するあまり、被聴取者が当たり障りのない供述に終始するようになり事情聴取等による正確な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報12は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

ところで、異議申立人は、意見書において、別件訴訟における立証活動として、東京都が複数の書証を裁判所へ提出している事実を指摘した上で、本件非開示情報1及び11がいずれも条例16条6号の非開示情報には該当しない旨主張する。

しかしながら、一般的に、非開示情報該当性の判断は、当該一部開示決定又は非開示決定がされた時点における事情に基づいてなされるべきものであるところ、異議申立人は、本件一部開示決定1、本件一部開示決定2及び本件非開示決定（以下「本件原処分等」という。）後に起きた別件訴訟の手続における東京都の立証活動により、いわば後発的にこれらの情報を入手するに至ったに過ぎず、このことは本件原処分等における非開示妥当性の判断に影響を与える事情とはいえない。

なお、実施機関は、前記3（1）に記載のとおり、追加開示決定を行っているが、これも本件原処分等の非開示妥当性に影響を与えるものではない。

また、異議申立人は、異議申立書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも